

障第1172号
令和5年2月10日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎を目的とした自動車に係る安全装置の設置の義務化の対象となる
車両台数等の調査について(依頼)

平素より岐阜県の福祉行政にご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号。以下「改正省令」という。)が公布され、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。)及び放課後等デイサービス事業所において、送迎を目的とした自動車(座席が2列以下の自動車を除く)については、令和5年度末までに安全装置の設置が義務化されることとなりました。

については、県として、令和5年度に安全装置の購入・設置に係る補助を予定しており、あらかじめ所要額を把握したいので、以下のとおり安全装置の設置の対象となる車両台数、設置希望の安全装置等について、ご回答をお願いします。

記

1 改正省令の概要、装備すべき安全装置のリスト等

① 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

送迎を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車が義務付けの対象となります。(令和5年度末までの設置が義務化)

② 装備すべき安全装置のリスト

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストは別添のとおりです。回答にあたっては、現時点での希望の装置の認定番号を入力してください。なお、実際の設置の際、別の装置の設置を妨げるものではありません。

【参考】(送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579452.pdf>

③ 安全装置の購入・設置に係る補助基準額(予定)

1台当たり17.5万円を上限とした補助

2 調査対象事業所

指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む)及び放課後等デイサービス事業所(岐阜市所管の事業所は除きます。)

3 回答期限

令和5年2月17日（金）

4 回答方法

以下に記載する、オンライン申請フォーム URL 又は QR コードにて回答願います。

※義務付けの対象となる自動車を保有していない場合でも回答をお願いします。

<オンライン申請フォーム URL>

<https://logoform.jp/form/T8mB/222429>

<QR コード>



岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	朝比奈、原
電話	058-272-1111（内 3491）		
FAX	058-278-2643		